

広報

こさか

小坂交番
電話番号
29-2111

山菜採り 行き先を告げて 無理をせず

例年、この時期は、山菜採り、登山及び溪流釣り等、入山者の事故が多発します。「自分は大丈夫」と安心せず、今一度、入山する際の注意事項をチェックするとともに、山岳遭難事故防止に努め、安全で楽しいレジャーにしましょう！

◎ 山菜採りに行くときの注意

- ・ 一人で山に入らない ・ 家族に行き先を告げる
- ・ 携帯電話(電波の届く場所を確認)を持って山に入る
- ・ 予備の食料、雨具、着替え、ライター、ナイフ、クマ鈴、ラジオ、笛などを持つ

◎ もし迷ってしまったら

- ・ むやみに歩き回らない ・ 雨風を防げる場所で救助を待つ
- ・ 明るくなったら見晴らしの良い場所に出て救助を待つ
- ・ 予備の食料、雨具、着替え、ライター、ナイフ、クマ鈴、ラジオ、笛などを持つ

◎ 入山時の注意

- ・ 入山するときには、登山計画書を管轄する警察署又は警察本部に提出しましょう。登山計画書(登山届)の提出は、郵送、FAXのほか、インターネット、携帯電話から「電子申請」による届け出が可能です。秋田県警のホームページまたは右のQRコードからもアクセスできます



悪質商法に注意

悪質商法例1



「点検する」などと言って業者が訪問し、住宅の修理などを勧められ、契約すると高額な修理代金を請求される。

悪質商法例2



「公的機関からの依頼で床下の消毒をして回っている。」などと言う業者が訪問する。

クーリング・オフ

契約の申込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度があります。

重要

その場ですぐに契約をしないこと

一人で悩まずに相談!!

「県民防災の日」(5月26日)

～日本海中部地震(昭和58年5月26日)～

津波から身を守るためには

- ① 大きな揺れを感じたら津波に警戒する
- ② 気象庁の津波情報をテレビ等から入手する
- ③ 津波警報が発表されたら直ちに高台に避難する
- ④ 高台がない場合、高い建物の高い階に避難する

車の運転中に地震があったら

- ① 安全な方法で車を道路左側に停止させる。
- ② カーラジオ等で災害情報を入手する。
- ③ 道路の障害物に注意する。
- ④ 避難する場合、道路外に駐車する。



日頃の備え

【家庭内の防災意識の高揚】

- 地域避難場所・避難ルートを確認しておく
- 土砂崩れの発生危険箇所を把握する。



【環境整理】

- 家屋内及び自宅周辺を定期的に点検しておく。
- 家財道具等の転倒・落下防止等の措置を講じる。

【非常時の持出品の準備】

- 懐中電灯、携帯ラジオ、水筒、救急医療用品、貴重品、非常食品等の非常持出品を準備しておく。
- 非常持出品は、直ぐに持ち出しできる場所に準備しておく。

自転車の安全な利用促進

～ 自転車利用時の交通ルールの遵守 ～

4月1日から5月31日は県が定める「自転車の安全利用推進運動」の強調期間です。

道路交通法上、自転車も車両の仲間です。交通違反は、重大な事故につながる可能性があるため、交通ルールを守りましょう。

★ 自転車安全利用五則の遵守を

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



★ 自転車乗車用ヘルメットの着用を

自転車を利用する場合は、全ての方が自転車乗車用ヘルメットを着用することの努力義務が規定されています。

事故の被害を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

自転車乗車用ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、自分の頭のサイズにあった物を選び、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

★ 交通ルールの理解・遵守の徹底

4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用となっています。

交通ルールを守り安全運転をしましょう。

★ 損害賠償責任保険等への加入

自転車事故によって他人を死傷させた場合、高額な損害賠償を負うことがあります。令和4年4月1日から県の条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられています。自転車を利用する際は、必ず保険への加入をしましょう。

